

京都市交通局管理規程第18号

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を次のように改正する。

第10条中「社団法人」を「一般社団法人」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(交通局営業推進室)